

中で、子どもの真の学びとは何であるかを追究しているようである。しかし、その根拠となるものを揃えるために、子どもの教育・健康に関する情報が、かなり集積されつつある。さらに個々の子どもを評価するにはコストがかかるため実現していないが、現有の学校基本情報の上に評価内容を積み上げていけると考えているようである。引いては、それが保育実践の評価につながられるのではないだろうか。

最後に課題として、今後は児童中心主義に立ちながら、教育制度そのものに焦点をおいた学びの評価がなされなければならないということが挙げられた。

3・カナダ・マニトバ州における 保育の質と評価の特徴

カナダの中部、アメリカとの国境に接するマニトバ州では、包括的な幼児教育システムの開発に取り組んでいる。目指すところとしては、1) 公的資金で運営されるものであること、2) 実証的研究による根拠に基づいたものであること、3) 全児童を対象としたもの・対象を限定したもの・医療臨床的なものという多層レベルで考えられ、ニーズのある子どもたち全てに手を差し伸べられるような政策であること、4) リスクを最小限にしておくこと、5) 子どもの発達を守るようなものであること、6) 子どもに対する予算・活動・方針決定・成果について各部署が連携して検証を行うこと、などが挙げられている。

この政策については、コストやリスクにもかかわらず、政策的な強い意志(courage)があること、社会から評価を求めるプレッシャーがあること

(understanding)、評価の方法やそれに関する知識の交流のための資源(resources)があること、政府に対しては変化を促すような内的な力を、また地域社会に対しては証拠を提示し変化を評価するような力を吹き込むこと(empowerment)が求められている。

そこで「マニトバ州の健康な子ども(Healthy Child Manitoba)」を実現するための部署を超えた構造を作り、「研究」→「政策」→「実践」→「評価」のサイクルを稼働させることで改善を図り、知識と実践の循環を目指している。研究の面では、データ収集に力を注いでおり、全戸訪問による新生児スクリーニングに始まり、幼稚園での子どもの評価(Early Development Instrument)、全国の児童生徒を対象とした縦断研究(National Longitudinal Study of Children and Youth)、マニトバ州独自の縦断研究(Manitoba Longitudinal Study of Children and Youth)などを行っている。さらに、データは教育・保健・他の社会福祉サービス等の部署を超えて共有されている。出生前後に子育て支援を行うプログラムや、直接家庭訪問を行うプログラムがあり、「総合的な子どもの発達に関する情報システム」を構築している。家庭へのサービスや家での保育・病院・医者・薬局・予防接種・高齢者施設・それらに対するコストなどの資料の他、「マニトバ州の健康な子ども」プログラムのデータ、国勢調査や縦断研究の調査結果などが統合され、地域の住民単位での調査研究データベース(レジストリ)が出来上がっている。

こうした膨大なデータをもとに、実証的な研究を行い、部署を超えた形で予算が組めるように計画がされている。また子どものデータや保護者アンケートのデータ、全国の児童生徒のデータを用いて、保護者の子育て支援を行ったり、州全体で出生前後から5歳までの子どもの養育を肯定的なものにするようにするプログラム (Positive Parenting Program) が推進されたりしている。これらのデータが、州レベルで保育・教育の双方の部署で地域の優先的課題や連携活動、政策決定に影響している。

4・ポルトガルにおける

保育の質と評価の特徴

ポルトガルでは、1997年に幼児教育カリキュラムガイドラインが出されてから8年が経過した2005-2006年度に、プレスクールでの保育の質を評価するための調査が行われた。教育省が主導した3つの調査研究は以下の通りである。

- 1) 幼児教育におけるカリキュラム開発について (保育研究の専門家による報告)
- 2) 幼児教育におけるカリキュラム開発に対する指導監督のあり方について (ガイドラインについての知識と応用についての大規模調査)
- 3) カリキュラム開発の指導に関する幼稚園 [キンダーガーデン] のネットワークによる支援について (ケーススタディ)

このうち、ガイドラインの知識と応用については、ほとんどの保育者が知識をもって応用していることが明らかとなった。子どもの評価については、観察によるものや子どもの作品等で判断することがほとんどの保育者によってされている。しかし、

ポートフォリオやチェックリスト、レーティングスケールなどを用いるのは年1-3回程度までの頻度を考えると7割近くの保育者が行っているものの、頻繁に行っているのは1-3割程度にとどまる。標準テストは通常ほとんど使われておらず、年数回にわたるのが2割程度、頻繁に行っているのは数パーセントにも満たない。教育環境を評価する際には、9割程度が子どもの夢中度を測ることで行われており、チェックリストを使用するのが7割、環境スケールが4割、第三者評価によるものが2割弱となっている。

子どもの評価については、研修が必要とする意見と評価方法に関する情報提供を求める意見がそれぞれ8割を超えており、保育者の中にニーズが高まっていることが分かる。保護者とのかかわりや他機関との連携についても、研修が必要であると訴える保育者が8-9割にのぼっている。保護者への子育て支援や地域との連携についても、意識の高まりがあることが窺える。

他に、小学校との接続・連携については、17%が小学校との交流活動を積極的に実施している。また就学に関する説明会等を保護者向けに行っているのが15.9%、保育者と小学校教師、保護者が一体となって移行期の交流・連携の計画を立てているのが9.4%と、小学校教育への接続連携が徐々に浸透しつつあることが示された。OECDの幼児教育ネットワーク会議がポルトガルで開催された際にも、中学校を核とし、学区内の小学校・保育施設が一体となって連携を推進している実例も紹介されており、こうした動きが保育の質を高める上でも重要な課題と認識されていることが分かる。

さらに、ベルギーのSICSの考え方を基本として英国その他で実施されている「効果的な幼児の学びについてのプロジェクト (Project Effective Early Learning)」が進行しており、子どもの学びを効果的に評価しながらその質を高めていくことが考えられている。その中には外部からの支援に支えられ、妥当性を認められるような保育の自己評価のあり方が模索されており、今後の進展が期待される。

D. 結論：保育の質と評価に関する

今後の方向性について

OECD諸国における保育の質に関する議論には、以下の三点に主な関心がもたれていた。一つは、質に関して子どもの学びが重視されていることである。これは小学校以上の教育で行われているような学習という意味での学びではなく、その基礎となる体験や学習の芽生えとしての彼らの活動を指している。

二つ目には保育・教育機関の説明責任が問われていることである。保育の質、特に子どもの学びがどのように活動の中に現れているかを、保護者や地域に説明できるようにすることが求められている。政策決定の段階において、予算を配分する根拠となる証拠が必要となってくる。どれだけデータを揃えておくかが、保育の質の向上に対し予算を計上するための方略に影響している。しかし、ここにはOECDなどが行っている国際学力比較テストの結果等が、国が保育に求めるものに影響を及ぼしていることも看過できない。しかし、こうした地域や社会の要求に応えられるようにすることが今後の保育政策の課題である。

三点目は、政府機関やその他の機構による長期的な縦断研究の必要性である。上記に挙げた説明責任に関連して、長期にわたる保育の効果を実証するため、子どもたちの背景情報やパフォーマンスを集積していくことが目指すべき方向として一致しているように思われる。またこれまで散逸していたデータを集約することによって、データ間に有機的なつながりを見いだすことができ、早期の介入を可能とするであろうことが予測されている。

以上のことから、保育の質を向上するために、子どもの学びや活動に没頭する度合いを明らかにし、それをデータとして集積することが重要であることが明らかとなった。今後は、その実現のための研究・連携の体制を整えていくことが求められるであろう。

(本論の内容は、2008年10月30・31日にパリで行われたOECDのStarting Strong (Early Childhood Education and Care) Network会議において各国・機関から発表されたものに基づいて筆者がまとめたものである。)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
総合研究報告書分担研究報告

イギリスにおける保育の質の研究動向に関する研究
分担研究者 門田 理世 西南学院大学人間科学部准教授

イギリスが、国家主導型の教育システムに移行して約 20 年が経つ。本研究は、現在のイギリス就学前教育における質の向上に関する取り組み（動向）について学ぼうとするものである。まず、その動向を概観し、保育の質を維持し向上させる責務を担っている政府独立機関の一つである Ofsted (Office for Standard in Education : 教育水準局) の機能及び就学前保育・教育における監察システムとその活動内容について報告する。政府主導の保育内容を独立して評価することの意義、実践評価方法（第三者評価と自己評価）や監察のありようなどが示唆された。

A. 研究目的

本研究は、現在のイギリス就学前教育における質の向上に関する取り組み（動向）、特にその実践評価・監察することによって保育の質の検証を行っている Ofsted の活動について学ぼうとするものである。

Ofsted が契約した外郭の民間監察機関が一体となって、以下のプロセス・基準によって行われている。

- 自己評価や日常の記録なども評価
- 必ず養護と教育の二側面から評価
- 評価は 4 段階
- 「子どもの様子」記述法で報告
- 3 年ごとの監察を基本
- クオリティ・インシュランス

B. 研究方法

イギリスでの調査（Ofsted 及び実践現場訪問）において聞き取った内容とそこで入手した資料及び最近の資料に基づいて報告する。

（訪問は、増田まゆみ先生（目白大学）、柴崎正行先生（大妻女子大学）の調査に同行させて頂いた）

また、監察の評価を裏付ける根拠を監察に基づいて記載することが必須となっている。評価の低かった施設は、改善命令に基づいて向上していくことが求められる。

C. 研究結果

包括的に子どもや子どもを取り巻く環境の整備を検証する機関として、Ofsted は、教育監察法 2006 に基づいて就学前教育施設の監察評価を行っている。監察は、Ofsted の勅任視学官や保育監察官と

D. 結論

実践を、実践者及び第三者から評価することの意義、また、各施設単位で行われる評価表だけで保育の質の維持向上を求めて行くには不十分であるとする根拠、そして、その判断に基づいて監察体制を敷くことの意義そのものを検証していく必要性が示唆された。

<資料1>

イギリスにおける保育の質の向上：Ofsted（教育水準局）の機能を通して

本稿では、一昨年11月に実際に保育施設及び教育水準局（Ofsted）を訪問して聞き取った内容を中心に、近年のイギリスにおける就学前教育の質の向上に関する取り組みについて報告する。

1. 現在のイギリス就学前教育における質の向上に関する取り組み（動向）

福祉政策と教育政策・養護と教育という枠を越えて、現行のイギリスの就学前教育のあり方の流れを作ったと言われるのが1988年に制定・実施されたEducation Reform Act 1988（教育改革法）である。それまでは、国家基準や政府主導で作成されたナショナルカリキュラムがなく、各学校単位の責任においてカリキュラムを作成し、その学校独自の教育内容を展開することが認められていたが、この改革法制定後、ナショナルカリキュラムが策定され、イギリス政府による共通の教育目標・内容・評価基準が定められた（山本、1998）。現在のQCA¹（Qualification and Curriculum Authority：資格カリキュラム機構）は、カリキュラム、アセスメント・学力調査・職業資格を規定し、開発し、そして改定していく準政府機関である（<http://www.qca.org.uk/default.aspx>）。ここで具体的に開発されたものが、実際に教育現場でどのように機能し、また、子ども達の発達をどの程度保証できているのか。その教育水準を評価する独立政府機関として、DfES（Department for Education and Skills：教育技能省）は、1992年、Ofsted（Office for Standard in Education：教育水準局）を立ち上げた。イギリスは、現在、この両輪で教育の質の維持・向上・検証に取り組んでいる。特に、子ども達が保育・教育を受ける現場を多角的に視察することによってその質の検証を行っているOfstedの活動内容は、第三者評価、保育環境評価ツール・自己評価チェックリストなどによって保育の質の向上及びその検証の有り様と模索する我々にとっても興味深い。以下、Ofstedについて概要を述べていく。

2. Ofsted（Office for Standard in Education：教育水準局）の機能

この節は、筆者がOfstedを訪問²した際に（2006年11月21日）聞き取った調査内容とそこで入手した資料を主に基づいて報告する。

Ofstedは、イギリス全土の教育機関における教育水準を維持・向上し、その礎となる教育実践の検証を行う独立政府機関で1992年に開設され、昨年2007年4月より新体制³が発

¹ 前身の一つとして、SCAA（School Curriculum and Assessment Authority：教育課程評価局）がある。

² Dee Gasson氏、（Assistant Divisional Manager）との面談。増田まゆみ先生（目白大学）、柴崎正行先生（大妻女子大学）の調査にご同行させて頂いた。ここに伏してお礼申し上げます。

³ 略称はOfstedのままだが、総称はThe Office for Standards in Education, Children's Services

足した。この改変により、これまでの監察業務に加えて4つの監察領域⁴が統合され、人口の3人に一人がOfstedの監察対象の施設を使用することになる。子どもの生活や権利が保障されているのかも含めて、以下の項目がOfstedの監察対象となる。

- child-minding and day care
- social care services for children: children's homes (including secure children's homes), family centres, adoption and fostering services, and safeguarding arrangements (including statutory safeguarding boards)
- the secure estate
- the Children and Family Court Advisory and Support Service (CAFCASS)
- schools
- initial teacher training
- colleges and 14-19 provision
- work-based learning and funded training
- adult and community learning
- children's services in local authorities.

つまり、教育と子どもに関する法令に準じ、子ども達の教育を受ける権利だけでなく、生活・生存権の保護という福祉的意義を含有した、包括的に子どもや子どもを取り巻く環境の整備を検証する機関として生まれ変わったと言える。また、2006年に告示されたThe Education and Inspections Act 2006（教育監察法2006）に基づいて再生されたOfstedは以下の3つの重要事項を念頭にその業務に当たっている。

- 監察及び統制することで公的サービスの質の向上を図る
- 公的サービスを利用する子ども達・保護者・生涯教育・雇用者の興味関心利益に見合っているかどうかを保証する
- これらの公的サービスが効率よく友好的であるかどうかを確認する

また、Ofstedは、DfESの支配を受けず、完全に独立した機関として機能することが保証されている。例えば、DfESの意向を受けてQCAが開発したカリキュラムが、果たして子ども達の発達を支援していると言えるのかどうか。その検証をDfES内の機構に委ねるのではなく、政府独立機関としてその決定が誰にも犯されることのない機関であるOfstedが行っている。主にOfstedのHMI（Her Majesty's Inspector：勅任視学官）やCCIs（child care inspectors：保育監察官）及びOfstedが契約した外郭の民間監察機関（the Corporate Management Team⁵）とが一体となって行う仕組みが構築されている。

現在、Ofstedは約2700名のスタッフ（そのうちの半数以上が監察官）が以下の5つの部

and Skillsに変更となった。

⁴ Commission for Social Care Inspection (CSCI), Children and Families Court Advisory and Support Service (CAFCASS), Her Majesty's Inspectorate of Court Administration (HMICA), and Adult Learning Inspectorate (ALI)の4つが統合された。

⁵ 2007年7月に新体制となったOfstedでは、約50の外郭団体と契約を結んで監察にあたっている。

門に別れて就労している。

- 子ども課: covering early years care and education, children' s social care, and CAF/CASS
- 教育課: covering schools, initial teacher training, Joint Area Reviews and Annual Performance Assessments of local authority children' s services
- 学習技能課: covering colleges, work-based learning, adult and community learning
- 支援サービス課: covering human resources; information services; contract management; communications; research, analysis and international; and the National Business Unit
- 財政課

3. Ofsted による就学前教育部門における監察の概要

Ofsted のキーメッセージとして:

- 監察は教育基準（スタンダード）を向上させる
- 評価方法の透明性を重要視
- 自己評価も重要視（個々の教師に対する評価ではなく、機関に対する評価になる）
- 監察は主観的判断に依らず、見たものをそのまま報告する。

このキーメッセージは DfES（教育技能省）によって策定され、スタンダードも公開されている。自己評価にはフォーマットが用意されていて、Ofsted のウェブサイトから入手できる

就学前教育における監察のプロセス

Ofsted は就学前教育施設を大きく 2 つに区分している。

- 登録された（認可を受けた）child care 施設
- 政府の公的資金によって開設されている 3・4 歳を対象とした教育・保育施設

これらの施設を対象に、HMI や CCI が主となって⁶、地域教育局と連携を取りながら、「この施設での子どもの様子」を監察の判断基準として考慮しながら評価を下す。義務教育以上の監察と違っているところは、監察について事前に知らされることは殆どないと言う点である。施設はいきなりドアをノックされることもある。また、

- 施設が事前に記入してある自己評価フォームや日常の記録なども評価の対象
- 監察は必ず養護の部分と教育の部分の二側面から評価
- 評価は 4 段階（秀逸 outstanding 1 点、良 good 2 点、可 satisfactory 3 点、不可 inadequate 4 点）
- 報告の形式は、「子どもの様子」を記した記述法
- 3 年ごとの監察を基本

⁶ Ofsted における監察官システムのチャートは図 1（別途資料）を参照

- チームマネージャーがインスペクターの報告書の妥当性をチェックする（クオリティ・インシュランス）

と言ったことが監察の評価基準及びその妥当性の保管として挙げられる。

カリキュラムの対象区分

1. 8歳以下の児童全てを対象としたスタンダード(standard for all under age 8)
2. 3歳から5歳までの基礎ステージのカリキュラムガイドライン(nursery follow 3-5 curriculum guidance)
3. 0歳から3歳からのガイダンスである（“Birth to three matters”）

3. は義務ではなく、推奨されるガイドラインという扱いとなっている。

現在は上記のカリキュラムを用いて監察が行われているが、2008年9月1日から新しい「幼年期基礎ステージのためのカリキュラム」が策定される。これによって、3歳から5歳に関しては、これまでの3つのカリキュラムが一つに統合される予定。私立、公立、学校、ボランティアとこれまで供給者が異なっていたものに対して一つのカリキュラムで対応していくことになる。

評価基準

6つの基準が設定されている。

- からだづくり (Being Healthy)
 - <健康>
 - <食育>
- 安全 (Staying safe)
 - <物理的環境>
 - <教具教材>
 - <安全性>
 - <子どもの保護>
- 楽しみと達成 (Enjoying & achieving)
 - <ケアと学びと遊び>
- より良くするために (Making a positive contribution)
 - <機会均等>
 - <特別支援>
 - <ふるまい方>
 - <保護者との関係>
- 組織 (Organization)
 - <適材適所>
 - <記録>

<組織編成>

※ ただし、監察報告書の判断材料としては用いられない

- 経済的によくあるために(Economic well-being)

※ 家庭環境に深く関係するために調べるのが難しいため、判断材料としては加味されない。

監察報告書では、6つの基準のうち、上から4つの基準にそれぞれ4段階評価を与える。

監察の評価を裏付ける根拠を集める (evidence-base)

- 観察と子どもとの会話
- 養育者や職員が子どもとどのように関わっているのかを観察
- 養育者、マネージャー、職員との会話
- 保護者との会話
- 計画と記録の参照 (特に子どもの成長と課題)

判断基準は明示されているが、施設内における様々な場面における「子どもの様子」を監察の主体とするため、監察官は上記のような視点を理解した上で実践を記録できる能力・視点が求められる。監察官の多くは、就学前教育の実践に携わっていた経験のあるものが多いが、監察官として改めて研修を受け CCI として Ofsted から認定される必要がある。監察官の初任者研修は1週間で、加えて、時々に必要な応じた継続研修が行われている。監察は Ofsted が直接行うこともあれば、各地域で監査官を派遣する機関を通して行われる場合もある。現在、Ofsted では約 700 名の CCI、委託機関の監査官は約 1100 名登録されている (<http://www.ofsted.gov.uk>)。

監察官は月に 10 件ほどの調査を担当する。主な調査内容には、監察、追証、登録審査などがある。

ちなみに、2006 年の訪問時点では、学校監察官の年収は 40000 から 45000 ポンドであるのに対し、幼年期監察官の年収は 25000 から 26000 ポンドであり、現在組合で問題にされていた。

幼年期の監察における 4 段階の評価基準について

▶ 秀逸 outstanding

- とても少ない。全英にある約 110000 の施設のうち約 4% に過ぎないが、近年その結果が上がってきている (2005-2006 では 4% であったが、2006-2007 では 5% に上昇している) (<http://www.ofsted.gov.uk>)
- 改善のための推奨は示されない。Ofsted は outstanding の施設には示せないと考えているが、秀逸であっても、監察は 3 年ごとに受けることになっている。
- 評価は、常に複数で行われ、また、上位組織によって確認されるが、秀逸の評価は上級調査官 (senior manager) の合意を必要とする。

▶ 良 good

- 義務ではないが改善のための推奨を少なくともひとつは提示される。例えば、よりきちんと記録をとるように、教材をより有効に活用するように、といった改善策が推奨される。

▶ 可 satisfactory

- 良と同じように改善のための推奨が少なくともひとつは提示される。

▶ 不可 inadequate

不可は二つのカテゴリーに分けられる

<カテゴリー1>

- 自助努力によって改善の余地があるもの
- 再監察は一年以内に行われる
- このカテゴリーにおいては外部からの介入は行われない

<カテゴリー2>

- 3ヵ月から6ヵ月以内に再監察が行われる
- それでも改善されなかった場合には法的措置をとったり、直接の統制下においてりという措置がとられる可能性がある
- 昨年度は200の施設が閉鎖された（評価マニュアルの75ページ参照）

監察評価が不可で、カテゴリー2に該当する場合、登録の抹消、法的な警告、施設の閉鎖を要求する訴訟を含む措置をとることがある。

4. Ofsted による実践評価の現実と今後

Ofsted は、The new Ofsted Strategic Plan 2007-2010 という研究計画において、“Raising Standards, improving lives” というスローガンをあげて教育と生活の質の向上を図っている。今回の再編に伴って、教育機関における教育水準の評価という性質だけではなく、子ども達を取り巻く生活環境全般（保護者・地域社会とのかかわりなど）、生涯教育の分野まで管轄下に置き、福祉的要素の視点が加わった感がある。そう言う意味では、まさに1988年の教育改革法に準拠した教育監察法2006が具現化して、子ども達の教育・生活の質の維持・向上を進めていこうとしていると言える。

ただ、その施行に伴って評価される側である施設の置かれている立場と言え、日々恐々としている所も多い。実際に、Essexにある就学前教育施設を数カ所訪問したが、訪問に際して「評価をしにきたとは絶対に思わせないように」と配慮を求められた。施設長によれば、監察官は保護者や廊下で遊ぶ子ども達にも話しかけ種々の情報収集に努めるとのことであった。訪問者が、子ども達に話しかけることに対しても気を配らねばならない事実がそこには存在していた。施設長だけでなく、監察官の立ち入りをプレッシャーに感じる実践者達は多い。観察結果はOfstedのサイト上で完全公開されるため、その評価がそのまま子ども獲得の指標として保護者から用いられるようである。現実問題として、子どもを預

けようと施設を検索している保護者がかける電話の第一声は「そちらの評価は何でしたか？」ということであれば、突然ドアを叩いてやってくる監察官を恐れるな、と言う方が難しい。ただ、日々このプレッシャーにさらされることによって「日頃の保育を大切にしていれば、いつ来てもらっても大丈夫」という、日々を振り返りその研鑽の基に生成する保育実践を歓迎する声もある。

イギリスの就学前教育施設は多種多様であり一定の質を保たせることは難しいが、現在、0-3歳、3-5歳のカリキュラム整備も進んでいる。各学校単位に自由に教育内容を任せていたイギリスにあっても、政府主導のナショナルカリキュラムで教育水準をコントロールし、更に、監察というシステムを導入して、その水準の維持・向上に努めている。各施設単位で行われる評価表だけで保育の質の維持向上を求めて行くには不十分であるとする根拠、また、その判断に基づいて監察体制を敷くことの意義そのものを検証することが肝要であろう。

参考文献

吉田多美子 (2007) フィンランド及びイギリスにおける義務教育の評価制度の比較 — 学力テスト、学校評価を中心に— 国立国会図書館調査及び立法考査局 2007.5

山本和美 (1998) 保育の質的向上を目指すイギリスの新しい動きとその示唆するもの — 保育の目標「望ましい結果」と保育の評価を中心に— 乳幼児教育学研究 7, pp. 3-13.

Ofsted <http://www.ofsted.gov.uk>

QCA <http://www.qca.org.uk/default.aspx>

アメリカ合衆国における保育の質の研究動向に関する研究1
分担研究者 鈴木 正敏 兵庫教育大学学校教育研究科准教授

本研究は、アメリカ合衆国における保育の質に関する資料ならびに保育の質に関する評価ツールを収集し、現状とともに研究動向を学ぼうとするものである。評価システムとしてのNAEYCの認証制度や、保育環境スケール、CLASSについてそれぞれ検討を加えた。保護者の選択が容易になるという点と、保育者自身による客観的な自己評価、社会に対する説明責任などをこれらの評価ツールに見ることができる。

A. 研究目的

本研究は、アメリカ合衆国における保育の質とその評価ツールに関する資料を収集し、現状とともに研究動向を学ぼうとするものである。

B. 研究方法

保育の質に関する評価ツールのうち、主たる3つを収集し、分析した。また、その評価ツールに関わる論文を検索し、内容ならびに方向性について検討した。

C. 研究結果

今回取り上げた、NAEYCのアクレディテーション、保育環境スケール、CLASS、といった保育の質に関する評価基準は、それぞれ役割と重点を異にしている。NAEYCは、アクレディテーションによって、外部評価機関としての地位を確立している。その方針としては、乳幼児に撮って発達的に適切な実践を行うために、保育環境の充実を不可欠なものとして捉えている。しかし認定までのプロセスはかなり長いものであり、評価を得るためには園全体が保護者を巻き込んでかなりの努力を

ぎ込む必要がある。一方、保育環境スケールは、そのような外部評価とは関係なく、純粹に保育環境を診断し、質の向上に役立てるためのものとなっている。CLASSのスコアリング・システムは、他の2つの例とさらに異なり、教育的（あるいは指導的）営みの質をどうとらえるかに、その重点を置いている。

D. 結論

アメリカ合衆国における保育の質は、向上させるべきにもかかわらず、限られた予算や政策の優先順位によって、望むべき水準に達していないように見受けられる。それは、質の高い保育の不在ではなく、地域や園による質のばらつきが大きいのだと考えられる。保育の質を見るべきなのは保護者たち自身であるが、地域を越えて情報を入手しがたい状況がある。また、説明責任が求められる社会であるので、質の評価を容易にできるように、という力が働き、NAEYCのような認証制度が発達してきたのではないだろうか。このような背景を踏まえ、日本での議論にどう資するかを考えるべきである。

<資料1>

アメリカ合衆国における保育の質の研究動向

アメリカ合衆国においては、保育の質についての議論は早くからなされてきた。その遠因は、1950年代より始まった保育ニーズの増大による保育施設の乱立から、その質のばらつきが懸念されてきたことによる（中川、2004）。保育の高い質を求めて、1980年代以降に、その研究が実質的な意味をもつようになる。1979年に全米を対象に行われた The National Day Care Study は、1) スタッフと子どもの割合、2) グループのサイズ、3) スタッフの教育、の3点を、保育の質を決定づける重要な要素として見いだしたものとして、それらの研究の出発点となっている（藤川、1990）。こうした質の保障に関する議論は、全米レベルでの保育者や保育研究者らによる努力によって、形となっていく。

1 NAEYC によるアクレディテーション（質の認証評価）

保育者のネットワークとして、また専門的な保育研究の学会組織として1926年に設立された National Association of Education for Young Children (NAEYC、全米乳幼児教育協会)は、1985年に National Academy of Early Childhood Programs を設立し、乳幼児の保育に関する質の基準を設けて、評価を行うこととなった。任意団体である、このアカデミーによって、全米共通の評価基準が定められ、各保育施設がそれぞれに評価を受けている。この評価基準によって Accreditation（評価認定）を受けたかどうか、保護者が保育施設を選ぶ際に、質を客観的に見定めるための手がかりとなっている。

認定を受けるには、1) 園自体がまず自己点検・評価を行い、2) アカデミーから派遣された査察員によって評価を受け、そして3) 認定委員会による決定を受けて、初めて認定証を交付される。このプロセスには、約半年から2年程度の期間を要し、園全体で取り組むことが必要となってくる。このように、認証プロセスはかなりの努力を必要とするのであるが、そのことが園にかかわる保育者・職員全体の意識の向上と、子どもの保護者らの質に関する認識の啓発に役立っている。

具体的な認証評価プロセスは以下の通りである。

1) 園による自己点検・評価

園による自己点検・評価には、アカデミーから発行されているマニュアルに基づき、130項目にわたる基準についてチェックすることが求められる。その項目は、以下の10分野にわたっている。

- A 保育者と子どものやりとり
- B カリキュラム内容
- C 保育者と家庭とのやりとり
- D 保育者・職員の質と研修
- E 施設の管理運営
- F クラスあたりの人数と保育者の配置
- G 物理的環境
- H 健康・安全
- I 栄養と食事
- J 園全体の評価

これらの各分野の項目について、1～3の評価基準でチェックをする。それには、保育室での観察、管理職によるレポート、保育者・職員のアンケート、保護者のアンケートが含まれており、AからJまでの分野で、関連するものがそれぞれ関係する者に割り当てられている。こうしたチェックをもとに、園としてのプログラム報告書を書き上げ、評価のための査察員訪問に備えることになる。

2) 査察員による視察訪問・評価

園としてのプログラム報告書を踏まえ、アカデミーから派遣される査察員によって、園の視察訪問が行われる。査察員は、自己点検・評価の際に用いられたものと同じ評価項目を使用してチェックを行う。ここで、自己点検・評価の内容と、現地で視察した内容とが著しく異なっている場合は、運営管理者（園長など）から説明を聞いて、それをアカデミーに報告することとなる。自己点検・評価では、評価そのものが甘くなったり、逆に厳しくなりすぎたりする点をチェックし、客観性を持たせるための視察訪問である。

3) アカデミーによる認証評価

自己点検・評価と、査察員による視察訪問・評価が終わると、その報告を受けてアカデミー内に設けられた委員会（3人1チーム）によって認証評価の判断が下される。認定がおりると、認定証が発行される。多くの園では、アカデミーによる認定を受けたことを知らしめるために、入り口の目立つところに「認定済み」と表示したり、認定証を飾ったりしている。この認定は5年有効（開始当初は3年のみ有効であった）であるが、継続して認定を受けるためには、認定期間が終了する前に、再び同じプロセスを経て認定を受けなければならない。

この認証評価システムは、全米的に認知されており、認定されているかどうかは、質の高い保育施設を運営する上での基準となっている。この認定基準は、1987年に出された **Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs Serving Children From Birth Through Age 8**（乳幼児の発達にふさわしい教育実践）の考え方に沿ったものであり、物理的な環境や人員配置だけでなく、カリキュラム内容や子どもや保護者とのやりとりなどに注目してチェックリストが作られている。

2 アクレディテーションの拡大と連携

NAEYCによるアクレディテーションは、その後さまざまな影響を及ぼし、施設保育のみならず、家庭保育や学童保育などにも広がりを見せている。**National Association for Family Child Care (NAFCC、全米家庭保育協会)**は、1988年にアクレディテーションのシステムを開始した。また、**National AfterSchool Association (NAA、全米学童保育協会)**も、1997年からシステムを開始している。これら3つの協会によって、施設保育・家庭保育・学童保育のそれぞれの基準が設けられ、質の評価が行われるようになった。2007年現在では、NAEYCによる認定施設が約10000、NAFCCによる認定プログラムが2048、NAAによる認定プログラムが569となっている。

3 保育環境スケール (ITERS/ECERS) について

アメリカ合衆国における保育の質の評価に関しては、NAEYCに代表されるアクレディテーションの評価基準の他に、**Harms**らによる保育環境スケールがある。これには乳児版のITERSと幼児版のECERSとがある。これらは、1から7までのスケールでITERSでは39項目を、またECERSでは43項目を評定するように作られている。それらは以下の7分野にわたっている。

- I. 空間と調度品等
- II. 個人的な日常のケア
- III. 聞くことと話すこと
- IV. 活動
- V. やりとり

VI. プログラムの構成

VII. 保護者と保育者・職員

ECERS ならびに ITERS に関連する研究は、米国での応用研究や評価研究だけでなく、各国におけるスケールの適応例や、または文化に合わせる形での改訂版の評価などがなされている。日本においては、埋橋（2004）により『保育環境評価スケール①幼児版』『保育環境評価スケール②乳児版』として翻訳版が出されており、現場への適用がなされて検証されている。

研究成果としては、質の向上に役立ったとするような肯定的な結果を出したものもあるが、中にはこのスケールが保育の構造を評価しておりプロセスの評価になっていない、とするもの（Cassidy et. al、 2005）もあり、今後の改善も期待されている。

4 クラスルーム評価システム(CLASS)について

このツールは、Foundation for Child Development と U.S. Department of Education の助成を受け、National Center for Early Development and Learning (NCEDL)が開発した Classroom Assessment Scoring System(CLASS)と呼ばれるものである（Pianta、 et al、 2008）。発行は 2008 年となっている。

ここでは、保育における質は、1) 情緒的支援、2) 部屋の構成、3) 教授的支援、の 3 つの領域から測られるとしている。この 3 つの領域は、それぞれ細分化された要素が挙げられている。

1) 情緒的支援

- ・ 肯定的な雰囲気
- ・ 否定的な雰囲気
- ・ 教師の敏感さ
- ・ 子どもの視点の認識

2) 部屋の構成

- ・ 行動管理
- ・ 生産性
- ・ 教材のあり方

4) 教授的支援

- ・概念形成
- ・フィードバックの質
- ・言語によるモデリング

これらのポイントをもとに、観察を行うことになっている。観察は、学校が始まると同時に行われる。すべての時間を観察するのではなく、30分のサイクル（20分観察し、10分記録する）がとられる。少なくとも、そのサイクルを4回繰り返すことになっているが、スコアシートは6枚綴られており、その程度のサイクルを目指すようになっている。

スコアは、1から7までのスケールで採点することになっている。教育活動が主な焦点となっているので、3歳から5歳を対象としたPre-Kのマニュアルでも、活動内容については、言語・数学・科学・社会・芸術・その他、から丸をつけるようになっている。活動の指導形態としては、ルーチン・クラス全体・小グループ・個別・食事・選択やコーナー活動、の6場面から選ぶようになっている。

それぞれの項目には、さらに詳しい説明が加えられており、例えば「概念形成」の項目においては以下のような細目が立てられている。

分析と推論

「なぜ」「どのようにして」という質問

問題解決

予想／実験

分類／比較

評価

創造

ブレインストーミング

計画

生産

総合

概念を結びつける

既有知識との統合

現実世界へのつながり

現実世界への応用

自分の生活への関連性

このスコアリングシステムを利用した研究論文は少なく、開発者本人らによるもののみ (Pianta, et. al, 2004) であるが、今後この評価方法を用いた論文が出てくることが期待される。

5 まとめ

これまで見てきた NAEYC のアクレディテーション、保育環境スケール、CLASS、といった保育の質に関する評価基準は、それぞれ役割と重点を異にしている。NAEYC は、アクレディテーションによって、外部評価機関としての地位を確立している。その方針としては、乳幼児に撮って発達的に適切な実践を行うために、保育環境の充実を不可欠なものとして捉えている。しかし認定までのプロセスはかなり長いものであり、評価を得るためには園全体が保護者を巻き込んでかなりの努力をつぎ込む必要がある。一方、保育環境スケールは、そのような外部評価とは関係なく、純粹に保育環境を診断し、質の向上に役立てるためのものとなっている。NAEYC のように査察を受けることもないので、容易に使用できたり、文化を超えて広く使われたりしている実績がある。反面、客観性という点や、文化の多様性に合致するか、といった問題も抱えている。また、環境の構造的点だけでなく、保育におけるダイナミックな子ども同士や子どもと保育者とのやりとりを、どのように評価できるかが課題として挙げられるだろう。CLASS のスコアリング・システムは、他の 2 つの例とさらに異なり、教育的 (あるいは指導的) 営みの質をどうとらえるかに、その重点を置いている。乳幼児のケアの場面を想定しているのではなく、幼稚園以上の学校という場面で使われるものがもととなっているため、そうした教育面が主となっているのである。

アメリカ合衆国における保育の質は、その向上を望まれつつも、限られた予算や政策の優先順位によって、なかなか思うような水準に達していないように見受けられる。それは、質の高い保育がなされていないというのではなく、地域や園によってみられる質のばらつきが大きくいのだと考えられる。保育の質を見ることをもっとも強く要求されるのは保護者たち自身であるが、地域を越えて情報を入手しがたい状況がある。また、説明責任が求められる社会であるので、質の評価を容易に分かりやすくできるように、という力が働き、NAEYC のような認証制度が発達してきたのではないだろうか。

こうした文化的・社会的背景を踏まえた上で、アメリカ合衆国における保育の質に関する研究が、日本における保育の質に関する議論にどう寄与することができるかを考えなくてはならないであろう。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
総合研究報告書分担研究報告

アメリカ合衆国における保育の質の研究動向に関する研究2

分担研究者 門田 理世 西南学院大学人間科学部准教授

本研究では、アメリカの就学前教育において保育の質がどのように捉えられ議論されているのか、まずその動向について概説する。その際、保育の質を評価する意義をどのように捉えているのか、また、保育の質評価ツール及び評価ツールを用いた研究報告からアメリカの幼児教育界が捉える保育の質の定義を抽出する。最後に、アメリカの研究動向が示唆する今後の日本における保育の質研究における方向性について一考察を試みる。

A. 研究目的

本研究では、アメリカの幼児教育界が保育の質を評価する意義をどのように捉えているのか、また、保育の質をどのように定義しているのかを概観し、日本の保育の質研究に与える示唆を見いだすことを目的とする。

特徴的なことは、それらの研究では評価ツールとして ECERS-R 及び CLASS が例外なく用いられていたことである。これら2つの評価ツールに加えて独自のアンケート調査や別の指標を取り入れて研究がなされており、保育の質研究を行う方法としてこの2つの評価ツールの認知が高まっていることが示唆された。以下、詳しく列記する。

B. 研究方法

評価ツール（ECERS-R、CLASS など）を用いて保育の質を検証している研究論文を中心に、保育の質評価の意義及びその定義について分類分析を行う。

質を評価する意義についての捉え

近年、全米各地で幼児教育への関心が高まりを見せている。州を挙げて学力調査や教育の質を検証する研究調査を実施し、そのデータに基づいた施策が実行するなど活発でユニークな支援策が全米の州や市のあちらこちらで見受けられる。本節では、これら幼児教育に関する意識が高まっていく背景を保育の質を評価することの意義という観点から概説してみたい。

C. 研究結果

保育の質を評価する意義を、社会的投資としての幼児教育、4歳児を就学前教育の準備段階として学校教育制度に組み入れようとする教育システムの変化、そして乳幼児発達理論を実践に反映させる必要性に見いだしているようである。また、保育の質を定義する統一見解はないが、施設の特徴、実践に見られる要素、養成課程における指標などに着目した研究報告が見られた。

1. 社会的投資としての幼児教育

2005年、アメリカ教育学会（AERA； American Educational Research Association）は、『質向上への投資が成功

の鍵となる幼児教育』と題したコラムを掲載し、教育研究者団体として州の行政機関に対して以下の4つの提言を行った。

1. 最も社会的支援を必要とする子ども達が質の高い幼児教育を受けられるような制度を確立すること
(長期的には、この公的投資がより高い配当として返ってくる)
2. 幼児教育に関するスタンダードを策定すること(特に、子ども達の発達段階を踏まえた豊かなカリキュラムを作り上げる)
3. 就学前教育に携わる保育者への教育及び財政的支援を行うこと(4年制大学で専門的知識を養い、給与を向上させる)
4. 質の高い保育が提供されているかどうかを監督すること

この提言がなされた背景には、5歳以下の子ども達の約6割(2005年当時)が自宅外において保育・教育されているという社会実状に着目した全米各州の州政府が、教育政策の一環として就学前教育(5歳児以下への幼児教育施設や機関)への公的支援を拡大している現状があった。アメリカ教育学会は、各州政府が幼児教育への関心を高めている現状に対し、これまでの研究成果に基づいてその支援の方向性を示唆した。例えば、幼児教育を社会への投資という観点から捉え直す根拠として、1960年代にピアジェ理論を基に作成されたハイスコープカリキュラムを取り上げ、その40年以上にも及ぶ縦断的研究の成果として、このハイスコープカリキュラムを導入した就学前教育で保育を受けた子ども達が、小学校以降の学業を向上させたばかりでなく、地域社会の一員としての責務を果たし、社会的に

も成功を収めた研究事例(Weikart, 1989; Schuwainhart & Weikart, 1997)を取り上げている。また、経済的視点からこの教育効果を分析した結果に基づいて、質の高い教育実践(豊かな言語力を駆使した子どもの発達に適した教育;高い専門性を持った教員集団;少人数制のクラス編成)の提供は、長期的に見て有効な投資に当たる(1ドルの投資で3ドルから17ドルの収益をあげる。社会的不利益を被っている子ども達への投資ほど高収益をあげる)と示唆する研究事例(Heckman & Masterov, 2004)も提示している。教育実践を投資の対象という視点から行政を説得するためには、ハイスコープのような縦断的データによる裏付けが必要になってくることも示唆されている。

更に、オクラホマ州が、4歳児保育の無償化を実施し、併せて保育士の給与を公立の学校教諭と同等に引き上げたことによって、保育の質が飛躍的に高まった事例(NICHD, 2002)を用いて、保育士の社会的地位の向上と保育士の再教育及び教育レベルの強化を提言している。

2. 就学前教育システムの変化

幼児教育への関心を示す国家レベルの教育施策としては、ブッシュ政権下(2000-2008)で実施された“Early Reading First”と呼ばれるプログラムが挙げられる。“Early Reading First”では、読むことをどのように効率的に幼児期に指導し、サポートしていくかに主眼がおかれている。また、コネティカット州のハートフォード市においては、市長自らがその管轄下に幼児教育局を設置して保育の質向上のためのプロジェクトを立ち上げるなど、主たる教育